

「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」等、1省令4告示に対する意見募集について

平成22年3月26日

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課  
環境省環境保健部企画課化学物質審査室

平成22年2月4日（木）付けで「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」等、1省令4告示に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要、及びそれに対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を、下表のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち同内容のものは適宜集約して掲載しております。

今回御意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

### 1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成22年2月4日（木）～平成22年3月5日（金）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省ホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：電子メール、FAX、郵送

### 2. 御意見等の総数

- (1) 提出件数：2件
- (2) 内訳：企業等

### 3. 問い合わせ先

- 厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室  
TEL：03-5253-1111（内線 2427）
- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課  
TEL：03-3501-1511（内線 3691）
- 環境省 総合環境政策局 環境保健部企画課 化学物質審査室  
TEL：03-3581-3351（内線 6329）

注意:御意見の全体像が把握できるように、代表的な御意見を抽出し、整理しております。  
なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
<b>「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の一部を改正する省令」</b>	
1. 第一条において、条番号の変更に関する規定は削除すべき。	1. ご意見は本省令案の内容に対するものではありませんが、改正の参考とさせていただきます。
2. 第1条第2項では「継続的に摂取される場合には人の健康を損なう」と規定されているところ、第4条第1項第4号では「継続的に摂取される場合には」の規定がないが、その理由は何か。	2. 「継続的に摂取される場合には」とは、長期にわたる毒性を指す規定です。第4条第1項第4号では、根拠規定の法10条第1項において「継続的に摂取される場合には」という記載が存在しないことから、原案の規定としています。